

1. 地方創生2.0の推進について

要 旨

人口減少問題への対応は、県においても最重要課題であるとともに、短期間で成果がでるものではなく、長期的な取組が必要となります。

若者や女性にも選ばれる“鳥取”、誰もが安心して暮らし続けられ、一人ひとりが幸せを実感できるまちの創造を目指して町村も取組を進めております。

つきましては、県の取組の一つである若者、「女性にも選ばれるとっとりづくり事業」のふるさとキャリア教育の推進、高校魅力化の推進、「鳥取式・買物環境支援」の安心して住み続けられるふるさとづくり事業等の充実により、鳥取の地方創生2.0の強力な推進をお願いします。

2. 空き家改修補助の空き家期間の見直しについて

要 旨

老朽化等により市場で流通していない空き家利活用の改修補助として、鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金（市町村間接補助）があります。

その対象建築物の条件は、「建築後30年以上経過した1年以上利用がない空き家、又は建築後30年未満で2年以上利用がない空き家」「ただし不動産事業者が媒介契約等を締結したものは2年以上利用がない空き家」とされています。

町村によっては、空き家情報バンク物件の円滑で安全な取引を担保するため、(社)鳥取県宅地建物取引業協会と「空き家情報バンクに係る空き家の仲介に関する協定」を結ぶなど、媒介契約を締結しております。しかしながら、媒介契約後も売却が進まないため、補助を活用し改修しようとするも2年以上経過する必要があり、更に老朽化等が進む状況となっています。また、媒介契約すると改修補助まで2年を要することから、媒介契約を望まない方も一定数います。

関係者・有識者の間では、「空き家三年価値半減」という通説があり、三年以内に空き家を売却すると譲渡所得の特別控除の特例が受けられるなど、次の方に速やかに利活用されることが重要と考えます。

つきましては、「媒介契約等を締結したものは2年以上」の要件をなくし、「建築後30年以上経過した1年以上利用がない空き家、又は建築後30年未満で2年以上利用がない空き家」について補助対象となるよう見直しをお願いします。

3. 介護支援専門員の人材の確保とA Iによる介護サービス計画書（ケアプラン）の作成について

要 旨

全国的に介護人材が不足する中、町村では居宅介護支援事業所や地域包括支援センターにおいて介護支援専門員の人材の確保に苦慮しており、今後の人口推計からも人材が確保できない状況が想定されます。調整役となる介護支援専門員が確保できないことにより、利用者がスムーズに介護サービスを利用できない状況が懸念されます。

更に要支援者に至っては、介護サービス計画書の報酬単価が安く、居宅介護支援事業所に委託できないため、地域包括支援センターで受け入れざるをえず、介護サービス計画書の直営件数が増加しております。高齢者数のピークを迎え、今後は減少が見込まれるものの、働き世代の減少から、職員として介護支援専門員を雇うことが難しい状況にあります。

つきましては、現行の介護保険制度の見直しが行われ、早急に介護支援専門員の処遇が改善されるよう、施策の検討をお願いします。

加えて、少ない人員で多くの介護サービス計画書を提供することが可能となるよう、A Iの開発及び導入に関して支援をお願いします。

4. 予防接種等健康被害調査委員会の県での共同設置 について

要 旨

予防接種等健康被害調査委員会は予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を図るため、必要に応じて各自治体が設置するものです。

新型コロナウイルスワクチン接種が特例臨時接種に該当していた時は、県が健康被害調査の事務を担っていましたが、特例臨時接種の終了に伴い各市町村で事務を行うことになりました。

健康被害が発生した場合、対象者が予防接種等を受けた際に住民登録していた市町村が調査委員会を立ち上げ調査・審議を行いますが、定期的開催される委員会ではないため、委員の選任や委嘱に時間を要しています。

また、健康被害が極めて稀な頻度であるため、町村で調査委員会自体のノウハウを得ることが出来ません。県で予防接種等健康被害調査委員会を設置し、市町村で健康被害が発生した際には県で協議を行うことにより、調査・審議の平準化、各市町村の案件を併せて実施することによる審議回数の減少も見込まれます。加えて、これまで複数の市町村が行っていた医師や大学病院の教授等の委員委嘱も県が行うことで効率化が図られます。

つきましては、健康被害調査に迅速に対応できるよう、調査委員会の共同設置をお願いします。

5. 農業維持のための河床低下対策について

要 旨

水路等の保全管理は、これまで各集落が多面的機能支払交付金などを活用しながら地域の共同活動で行ってきましたが、農村地域の過疎化、高齢化に伴って集落機能が低下し、地域の共同活動が実施できないことにより、河床低下が起り取水できない事例も発生しています。

つきましては、農業が国土の保全など多様な機能を有していることは元より、農業用水の防火利用など地域防災にとっても重要な位置づけにあることに鑑み、河床低下対策への支援強化をお願いします。

6. 海岸侵食・堆積対策について

要 旨

海岸の侵食・堆積対策については、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき、堆積砂の侵食箇所への養浜、沿岸における土砂の流れを回復するサンドバイパス、サンドリサイクル、海岸状態の監視、地元関係者や専門家の意見を聞きながら漂砂の解明を行うなど海岸保全に取り組んでいただいております。

しかしながら、爆弾低気圧の通過時や冬期の波浪による海岸侵食、浜崖発達、砂浜や保安林の消失、河川及び用水路の流末閉塞、さらには地球温暖化の影響による海面上昇等により海岸線が家屋に迫りつつある事例があり、年々これらの問題は深刻になっています。

つきましては、土砂管理連絡調整会議等において検討した侵食・堆積原因や効果検証等を踏まえ、対応方針として示された計画（サンドリサイクル等）を確実に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて人工リーフの機能向上やサンドリサイクル等の追加対策をお願いします。